

### 第3 平成26年度行財政局運営の総括表

基本方針・重点方針	平成26年度重点取組						
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所屬等	
積極果敢な行財政改革の推進	1 「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」の推進	京プラン実施計画の改革編に掲げた取組の着実な推進	・京プラン ・京プラン実施計画	改革編に掲げた具体的な取組(136項目)の進捗状況(平成27年3月末時点) ・「実施済み又は実施中」…122 ・「一部を除き〔実施済み又は実施中〕」…11 ・「実施準備段階」…2 ・「企画構想段階」…1		経営改革課	
	2 財政健全化の推進	京プラン実施計画の財政運営の目標に基づく予算編成等		(26年度決算) ○財政健全化の取組を着実に推進 ・実質収支の黒字を維持・拡大(全会計343億円,一般会計21億円) ・市税,国民健康保険料,介護保険料,市営住宅家賃の徴収率は過去最高を達成 ・国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く実質市債残高を着実に縮減(対前年度比 全会計△377億円,一般会計△178億円) (27年度予算編成) ・予算配分目安額の範囲内で予算を編成するとともに,公営企業に対する繰出金の削減等も含め,財政収支見直しにおける目標を上回る81億円の財源を捻出 ・徹底した行財政改革の断行の結果,「特別の財源対策」の必要額は,実施計画に定めた目標の概ね100億円に対し,目標以下の74億円にまで圧縮		財政課	
	3 保有資産のより一層の有効活用	・市民等提案制度の利用促進に向けた積極的な広報の展開 ・資産活用ネットワークの積極的な運用による資産情報の集約・共有・マッチングの推進 ・資産活用推進会議の機動的な開催		・市民等提案制度について,市民しんぶんやホームページ,より分かりやすく編集したチラシを活用し,積極的な広報を展開。また,広告事業に対する市民等提案制度を8月に創設 ・このような取組を受け,資産有効活用による同制度では初めての提案を27年3月に受理(3件)し,提案の採用の可否についての予備審査を実施 ・土地等の情報を一元的に集約する資産活用ネットワークの運用,庁内イントラネットの活用等によって土地需給情報の集約・共有・マッチングを推進し,2件の資産について,需給の合致した活用を図った。			
	4 効果的かつ効率的な債権回収の推進	・債権回収ノウハウ向上のための弁護士等を活用した研修の実施 ・弁護士や認定司法書士等を活用した債権回収の更なる推進 ・「債権管理条例(仮称)」の検討		・債権回収ノウハウ向上のための弁護士等を活用した研修の実施(研修受講者数423名(延べ人数)) ・弁護士等による債権回収に係る法律相談業務の実施(相談実績:20件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収困難案件に係る弁護士への債権回収業務委託の拡充 ・「債権管理条例検討会議」の開催(開催回数:3回)		財産活用促進課	
	5 公共施設マネジメントの推進	・個々の施設の評価等に必要な「施設別カルテ」の作成 ・「公共施設マネジメント基本計画(仮称)」(公共建築物編・公共土木施設編)の策定		・施設情報の把握・分析と見える化を推進するため,「施設別カルテ」を作成し,ホームページで公開(平成27年3月) ・公共施設マネジメントを推進するための取組の推進指針や具体的な取組方策を定めた「京都市公共施設マネジメント基本計画」を策定(平成27年3月)			
	6 外郭団体改革の推進	・外郭団体のあり方の抜本的な見直し ・経営のさらなる自律化の推進		・「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の検討 平成27年6月時点での方向性 自律化 : 9団体 存続 : 14団体 解散 : 2団体 (うち1団体は,平成27年3月末に解散済) 引き続き検討: 6団体 ・補助金の削減 △26百万円(前年度当初予算比) ・派遣職員の削減 △9人(前年度当初比)			経営改革課

基本方針・重点方針	平成26年度重点取組						
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等	
積極果敢な行政改革の推進	7 土地開発公社の解散に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社の業務の限定</li> <li>・ 保有地の解消</li> <li>・ 公社の資金調達における金利負担の圧縮</li> <li>・ 公社の管理経費の極小化</li> <li>・ 解散に向けた進ちょく状況の報告等</li> <li>・ 解散までの期間の厳守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京プラン</li> <li>・ 京プラン実施計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共用地の先行取得は行わず、縮減計画を約15.2億円上回る約30.2億円の保有地の売却及び評価換えを実施</li> <li>・ 保有地の売却に伴う短期借入金金の減少により、金利負担を圧縮</li> <li>・ 役員体制の見直しや本市職員の派遣廃止等の取組を継続し、管理経費を極小化</li> <li>・ 解散までの期間を厳守する目的から、公社保有地の縮減等に係る進ちょく状況等の市会報告（4月）及び市ホームページでの公開（随時）</li> </ul>		財産活用促進課	
	8 市税軽減措置の見直し	個人市民税の軽減措置や個々の固定資産税の減免措置などについて、更なる見直しを検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京プラン</li> <li>・ 京プラン実施計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の軽減措置について、以下の見直し等を実施</li> <li>①基準の明確化（5月）</li> <li>②個別通達において実施していた納骨堂等に係る固定資産税の課税免除措置を規則化（平成27年3月）</li> <li>③固定資産税の減免措置を受けていた家屋等のうち、その一部について、現況を踏まえ、廃止（平成27年3月）</li> </ul>		税制課
	9 課税自主権の活用	「森林環境税」の導入の検討など課税自主権の活用に関する取組の推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府市協力で「森林環境税」の導入に関する検討</li> <li>・ 随時新税導入や超過課税の活用を検討</li> </ul>		
	10 税務事務の効率的な執行体制の確立	税務職員の人材育成と専門性の維持・向上を組織的かつ継続的に図れる体制を構築するとともに、京プラン実施計画に基づき、税務事務の集約化等、更なる効率的な執行体制の確立に向けた取組を推進	京プラン実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税事務所を開設し、市民税（普通徴収）の賦課業務を集約（11月）</li> <li>・ 固定資産税（土地・家屋）の賦課業務の集約や税務センターの設立に向けた取組を推進</li> </ul>			
	11 部門別定員管理計画に基づく職員数の更なる適正化の推進	部門別定員管理計画に掲げる方針を着実に推進することにより、行政部門ごとのメリハリをつけた効率的な執行体制を確立し、更なる職員数の適正化を推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区役所機能・権限強化、京都府からの権限移譲、ごみ屋敷対策等による増員を実施</li> <li>・ 岩倉出張所廃止、公営保育所の民間移管、税務業務の集約、業務の見直し等による減員を実施</li> </ul>			
	12 組織改革の推進	限られた行政資源を最大限に活用し、簡素で効率的な組織体制の整備を進めることにより、多様な市民ニーズや新たな課題等への的確かつ迅速に対応し、最適な市民サービスを提供できる体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地方創生」を京都から牽引するため、「京都駅東南部エリア活性化推進プロジェクトチーム」及び「資産活用推進室」を設置</li> <li>・ 「安心・安全おもてなしのまちづくり」を推進するため、市民生活部の名称を「くらし安全推進部」に改称するとともに、同課に「安心安全企画係長」及び「安心安全推進係長」を設置</li> <li>・ 京都ならではの「こころの創生」を実現するため、「文化芸術政策監」を設置</li> </ul>			人事課	
	13 公契約基本条例の制定に向けた取組及び入札・契約制度の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事・サービスでの市内中小企業の受注機会の拡大や、適正な労働条件の確保に加えて、「環境にやさしい都市づくり」など多様な社会的価値の実現を総合的に目指す、公契約に関する基本条例を制定</li> <li>・ 企業の経営環境、労働条件の悪化や京都経済に影響を及ぼすダンピング防止のため、入札・契約制度の改革を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京プラン</li> <li>・ 京プラン実施計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公契約基本条例庁内検討会議及びワーキンググループでの検討</li> <li>・ 先行する他都市への調査の実施並びに事業者団体、労働団体及び学識経験者からの意見聴取</li> <li>・ 最低制限価格の事後公表の拡大等の入札・契約制度の改革</li> </ul>		契約課	

基本方針・重点方針	平成26年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
職員力・組織力の更なる向上	14 京都市職員力・組織力向上プランの推進	「京都市職員力・組織力向上プラン」に掲げた取組を実施スケジュールに基づき、着実に実施	京都市職員力・組織力向上プラン	「京都市職員力・組織力向上プラン」に基づき、係長能力認定試験制度の見直しや、女性登用の推進、資格取得支援等の拡充、新たな特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン」の策定等の取組を実施し、プランに掲げる全48項目のうち継続項目も含め46項目に着手		人材育成推進室・人事課
	15 全庁“きょうか”実践運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ハートミーティング」の定期的な開催等による、職員の組織との一体感の醸成</li> <li>「きょうかんプロジェクト」の全職場での実施等による、職員相互の連帯感の強化</li> <li>「窓口サービス評価・実践制度」, 「市民応対アドバイザー」の職場視察等による、市民応対や窓口サービスの一層の向上 等</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ハートミーティング」の実施 (7回)</li> <li>全職場での「きょうかんプロジェクト」の実施 (469件)</li> <li>市民応対向上の取組を充実させるため、「市民応対アドバイザー」による職場視察と、区役所・支所に配属された新規採用職員を対象とした応対講座 (116名), 市民応対向上を目指す職員グループ (14グループ) の支援の実施</li> <li>各局区等の24職場を対象とした「職場探見チーム」の実施</li> <li>職員の接遇について、来庁された市民の方にアンケートにより評価していただく「窓口サービス評価・実践制度」を109職場で実施、全項目で「満足」が80%以上</li> </ul>		人材育成推進室
	16 職員研修の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理監督職員のマネジメント能力の一層の向上のための研修の充実</li> <li>“自ら成長する”意識・組織風土の醸成のための研修の充実、研修を受講しやすい環境づくり及び研修の受講意欲を高めるための取組の推進</li> <li>職務に対する“主体性”や“改革・創造”意識の向上のための研修の充実</li> <li>コンプライアンスの更なる徹底のための研修の充実</li> </ul>	京都市職員研修実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理監督職員のマネジメント能力の一層の向上のため、新任課長級職員をはじめとする、新任管理監督職員向けのマネジメント研修を充実</li> <li>人事評価制度と連携した研修の実施により、人事管理と職員研修の一体化を推進</li> <li>全ての階層別の新任研修において、コンプライアンスの科目を設定</li> <li>「京都市職員力・組織力向上プラン」を踏まえ、「平成27年度京都市職員研修実施計画」を策定</li> </ul>		
	17 コンプライアンスの推進	各職場における服務管理及び業務の運用状況の再点検を実施し、また、研修等あらゆる機会を捉え、全ての職員に、法令を確実に遵守することはもとより、職員としての高い規範意識を常に持ち、創造的・主体的に職務に当たることを徹底	京都市職員コンプライアンス推進指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス推進月間 (8月1日～9月30日) の取組として、チェックシートに基づく所属長による職場管理に関する点検及び各職員による日常業務に関する点検、職場ミーティング、コンプライアンスに関する集合研修等を実施</li> <li>庁内全職場を対象とした監察を平成26年9月に完了 (平成25年9月から実施)</li> <li>「コンプライアンス向上のための集中取組期間」 (平成27年2月6日～2月12日) を設定し、朝礼、ミーティング等において、所属長から平成26年度に発生した不祥事を改めて周知し、服務規律の確保を徹底するとともに、「京都市職員の倫理を確立するための行動規範」の再徹底などを実施</li> <li>外郭団体等に対して、コンプライアンスの徹底を図るため、「外郭団体におけるコンプライアンス推進対策会議」を開催 (平成27年1月30日) するとともに、全団体に対し、監察体制の整備やコンプライアンス推進に係る指針の策定等を指導し、概ね策定済み</li> </ul>		コンプライアンス推進室
	18 時間外勤務の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間720時間を超える時間外勤務を行う職員の解消</li> <li>市全体の時間外勤務時間数の縮減 (前年度比)</li> </ul>	京プラン実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害関係業務、国による制度改正への対応等により時間外勤務が増加し、平成26年度の状況は、以下のとおりとなった。</li> <li>市全体の時間外勤務時間数 5.8%増加 (平成25年度比)</li> <li>年間720時間を超える時間外勤務を行った職員数 2名減少 (25年度: 47人→26年度: 45人)</li> </ul>		給与課

基本方針・重点方針	平成26年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
防災危機管理対策の充実	19 地域防災計画等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険地域の雨量情報の提供</li> <li>観光客等帰宅困難者対策</li> <li>災害用被服の充実強化</li> </ul>	京都市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーで観測した市内全域の1時間雨量と過去72時間の累加雨量を1km四方で表示する「京都市XRAIN（エクスレイン）雨量情報システム」を構築</li> <li>水害や土砂災害の基礎知識、XRAIN雨量情報システムの閲覧方法を記載した啓発用パンフレットを作成</li> <li>観光客等帰宅困難者のための緊急避難広場（発災後24時間程度開設）及び一時滞在施設（交通途絶の場合、最長3日間程度開設）に対して、開設案内看板、拡声器、PHS等の開設・運営に必要な資機材を配備</li> <li>新たに緊急避難広場19箇所（累計49箇所）及び一時滞在施設7箇所（累計143箇所）を指定（26年度末時点累計）</li> <li>京都市総合防災訓練において、清水寺周辺地域等で観光客等帰宅困難者避難誘導訓練等を実施</li> <li>京都駅において発着する全ての鉄道事業者（JR東海、JR西日本、近畿日本鉄道、京都市交通局）及びJR西日本京都駅グループ等が参加する避難誘導合同訓練を実施</li> <li>現場活動の安全確保を図るために従来のゴム長靴をより安全性の高い安全靴への切り替え</li> </ul>		防災危機管理室
	20 大規模災害用備蓄物資等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用備蓄物資の充実強化</li> <li>避難所運営資機材の充実強化</li> </ul>	京都市備蓄計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度からの5箇年で、避難所への避難者（約30万人）に加えて、新たに在宅避難者（約6万人）及び帰宅困難者（約12万人）についても備蓄の対象に加えるとともに、食料の備蓄について1食分から3食分へ充実することなどを定めた「京都市備蓄計画（平成26年3月策定）」に基づき、アルファ化米（約163,000食）、飲料水（147,000本）等の備蓄を実施</li> <li>これまでの避難所運営資機材（非常用発電機、可搬式照明器具、屋内用間仕切りテント等）に加えて、カセットコンロ、ガスボンベ、ワンセグ付ラジオを全ての避難所（421箇所）に充実配備</li> <li>体育館を水害時の指定緊急避難場所として指定している66施設を対象にテレビ用アンテナを配備</li> </ul>		

基本方針・重点方針	平成26年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
重点 その他 取組	21 市庁舎整備の推進	「市庁舎整備基本計画」に基づき、全庁舎の基本設計等を行うなど、具体的な事業を推進	・京プラン ・京プラン実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎整備事業に伴う設計業務委託の受託候補者選定に係る公募型プロポーザルを実施し、7月に契約を締結のうえ、基本設計・構造調査等を実施</li> <li>・新庁舎の整備に当たり、「新庁舎整備に向けた若手職員庁内ワーキング」を立ち上げ、10月から延べ5回のワークショップを開催し、「市民スペース」及び「執務室サポートゾーン」の活用方法等について検討を行い、「新庁舎整備に向けた若手職員庁内ワーキング～23の視点・4つの提言～」を1月にとりまとめた。</li> </ul>		庁舎管理課
	京都市立芸術大学移転整備の推進及び西京区・洛西地域の活性化の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都市立芸術大学移転整備構想」の策定</li> <li>・「移転整備プレ事業」の実施</li> <li>・西京区・洛西地域の新たな活性化の取組を推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都市立芸術大学移転整備構想」の策定</li> <li>・「京都市立芸術大学移転整備基本構想（案）」に対するパブリックコメントの実施（平成27年2月）</li> <li>・「京都市立芸術大学移転整備基本構想」の策定（平成27年3月）</li> <li>・「移転整備プレ事業」の実施</li> <li>元崇仁小学校において京都芸大の授業を実施（10月～）</li> <li>崇仁地域において日本伝統音楽研究センター公開講座を開催（11月）</li> <li>元崇仁小学校及び周辺地域において、京都国際現代芸術祭特別連携プログラム「still moving」の開催（平成27年3月）</li> <li>・西京区・洛西地域の新たな活性化の取組を推進</li> <li>「西京区・洛西地域の新たな活性化懇談会」の開催（7月、平成27年2月、平成27年3月）</li> <li>「西京区・洛西地域の新たな活性化に向けた住民円卓会議」の開催（10月、12月）</li> </ul>		総務課
	23 地籍調査事業の推進	上京区出水区をモデル地区として、平成23年度から実施の地籍調査事業について、同学区のうち、丸太町通以北の区域において、民有地などの一筆ごとの土地について境界の確認などを行う一筆地調査を実施	-	<p>【一筆地調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上京区出水区（0.48k㎡）をモデル地区として平成23年度から地籍調査事業に着手</li> <li>・出水区の丸太町通以南の区域（0.16k㎡）について、25年度からの「一筆地調査」のうち現地調査まで完了</li> <li>・丸太町通以北の区域（0.32k㎡）のうち0.13k㎡で一筆地調査に着手（なお、関係土地所有者等との調整に期間を要したこと等により、年度内完了が困難となったことから、予算の繰越を行ない、27年度も継続して事業を実施中）</li> <li>○地元説明会 延べ5回実施（10月）</li> <li>○土地所有者との現地立会・測量（12月～ 実施中） <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体筆数 約1,074筆</li> <li>・関係土地所有者数 約1,090名</li> <li>・立会通知書送付数 約 837通（平成27年3月末時点）</li> </ul> </li> </ul>		財産活用促進課